

小鹿野町使用料等審議会 会議録

会議名称	小鹿野町使用料等審議会（第2回）		
日時	令和元年8月28日（水）		
開会時刻	19:00	閉会時刻	21:05
開催場所	小鹿野庁舎 第一会議室		
出席委員	阪本 昇寿、丸山 陽生、塩田 浩司、板倉 盛夫、 柴崎 好一、宮本 一輝、井上 武男、黒澤 茂雄、 中村 俊夫、渡部 幸夫		
欠席委員	なし		
執行部・ 事務局出席	総合政策課長 分須 亮太郎、総合政策課主幹 加藤 博章、 総合政策課主査 五十嵐 貴幸		
配布資料	第2回小鹿野町使用料等審議会次第 秩父郡市内手数料徴収条例に基づく手数料比較 使用料の一覧 小鹿野町ライミングパーク神怡館利用料金算定の考え方		

小鹿野町使用料等審議会 会議録

発言者	会議の概要
総合政策課長	<p>1 開会</p> <p>定刻になりましたので、第2回小鹿野町使用料等審議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しいところ、お疲れのところお集まり頂きありがとうございます。</p>
総合政策課長	<p>2 あいさつ</p> <p>開会にあたりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
阪本会長	あいさつ
総合政策課長	つづきまして、議事に移ります。会長に議長となつていただき、議事の進行をお願いします。
阪本会長	<p>3 議事 (1)会議録署名委員の指名について</p> <p>ただいまから、第2回小鹿野町使用料等審議会の議事に入ります。</p> <p>はじめに、会議録署名委員の指名について行います。井上委員と黒澤委員をお願いいたします。</p>
総合政策課長	<p>(2)第1回会議の会議録について</p> <p>次に、第1回会議録についてですが、皆様のお手元にお配りさせていただきましたので、記載内容に訂正等あればご指摘お願いいたします。</p>
黒澤委員	私の名前について、字が違っているので訂正をお願いします。
阪本会長	<p>他にご指摘はございますか。</p> <p>他に無いようであれば、先ほどの点を訂正して議事録を確定させていただきます。</p>
阪本会長	<p>(3) 使用料等の試算について</p> <p>つづきまして、「(3) 使用料等の試算」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	「秩父郡市内手数料徴収条例に基づく手数料比較」の説明
阪本会長	それでは、最初に手数料についての説明をしていただきました。近隣団体との比較や現行との差額をご覧になった上で、何かご意見のある方は発言をお願いします。
渡部委員	事務局の皆さんにおきましては、お忙しい中での資料作成ご苦労様でした。算定額や近隣団体との比較、現行との差額などを見ると、現行の額が妥当な額なのかなと思います。近隣団体や現行との差額で大きな乖離があるものは無いようですので、私は現行の額のままでいいと思います。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

阪本会長	<p>他に意見等ありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。近隣団体が見直しをするなどといったことが生じたときに再検討するというので、手数料については現行のままで進めていきたいと思えます。</p> <p>それでは次に、使用料について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「使用料の一覧」の説明</p>
阪本会長	<p>使用料について説明をいただきました。まず、今の説明について何か質問がある方はいらっしゃいますか。</p>
中村委員	<p>遊具のある施設で、不具合があり事故が起きて利用者が怪我等をした場合、保険等の対応はどうかになっておりますか。</p>
事務局	<p>児童公園等の遊具に関しては、定期的に法定点検を受けております。保険に関しても町の施設であるので、何か事故があった場合の保険はあると思えます。</p>
阪本会長	<p>私から、一点確認したいのですが、手数料の算定については職員の人件費を加味して算定していたと思えますが、使用料については人件費については一切加味していないということよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>手数料については窓口業務であるため、人件費を加味して試算した数値となっております。使用料につきましても、人件費を加味しての算定は難しいため、含まずに算定した数値となっております。また、町有施設となりますので、固定資産税についても含んでおりません。比較に使用している数値については、他市町で算定した数値ですので、借地であるか公有地であるかの調査まではできておりません。</p>
阪本会長	<p>他に質問がある方はいらっしゃいますか。</p>
柴崎委員	<p>おがの化石館を見ると、現行大人300円、小中学生200円のところ試算の下限値では、大人499円、小中学生333円となり、秩父まつり会館と似たような数値になっている。入りやすい金額というのもあると思うので、単純に下限値に合わせて設定するというわけにもいかないと思う。</p>
事務局	<p>一点補足説明させていただきます。使用料は単純に施設の維持経費について、施設運営していくのに必要な使用料を設定するため算定しやすいのですが、入館料に関しては、維持管理費を年間利用者実績で割る形で算定しています。そのため、運営努力で入館者数が増えていけば一人からいただく入館料は少なくなることとなります。現状の入館者数と維持管理費で算定するとこの金額になるということです。化石館に関しては教育面や町の資源を展示する場所でもあるので、あまり高くして入館者が減るといのも避けるべきであると考えています。</p>

小鹿野町使用料等審議会 会議録

宮本委員	<p>今年の夏休みも、町外から大勢の方が小鹿野町を訪れていただきました。その方々が施設を利用する際、熱中症の心配のため空調設備があるかどうかというのを気にされます。秩父市などでは空調がある施設は多少料金を高く設定している施設もあると聞きました。空調を整備して少し料金を高く設定しても利用者はいると思いますので、空調のない施設はできるだけ空調を整備してもいいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>町営武道場は、建設当初には空調はありませんでしたが、あとから整備いたしました。体育館については、容積が大きいので空調を整備してとなると、整備費がある程度かかり難いかと思います。その他の会議室等については、基本的には空調は整備されているかと思います。</p>
阪本会長	<p>秩父市の原谷体育館は空調が整備されていることもあって、大相撲の秩父場所が開催できたといった話も聞いております。そういうことも考えると、空調整備して町外の人に多く利用してもらおうという考えも出てくるのではないかと思います。その目的だけではなく、町民にとっても熱中症対策を考えなければいけないと思いますので、その辺に関しては使用料とはまた違うところで考えていただければと思います。</p>
渡部委員	<p>この使用料の一覧の中で、町外(町民等)と記載している箇所と、町外(町内)と記載している箇所の違いは何ですか。</p>
事務局	<p>町民等は、条例の規定上、団体で利用する際に町民が過半数を占める場合に適用されることに町民料金で利用できることになっております。</p> <p>No. 78～80のナイター使用料については、町外(町内)が正しい記載ですので訂正をお願いします。</p>
塩田委員	<p>受益者負担割合について、100%のものについては民間に委託しても問題ないもので、50%のものは町民サービスを含む公共的なものと認識しているのですが、資料の利用率の算出というのは非常に難しかったと思います。このうち、町外の人が利用しているのか、それとも町民が主に利用しているのかという観点も重要なのかなと思います。町外の人も多く利用する施設、競争率が高い施設については多少金額を高く設定しても需要はあると思います。そうではなく、主に町民が健康増進や親睦を深めるのに利用する施設など、町民サービスが必要だと思われる施設は低く設定するというメリハリも必要だと思うので、その辺も資料で示していただけたらと思います。また、同じ施設でも利用者によって、料金がバラバラなので、可能なら一律の料金設定にする方が、利用者も管理側も分かりやすいのではないかと思います。</p>

小鹿野町使用料等審議会 会議録

阪本会長	<p>前回の会議の際に話がありましたが、競争率の高い施設については抽選の場合もあるとのことですが、そういった施設は多いのですか。</p>
事務局	<p>宮本委員は良くご存知だと思いますが、夏休みの合宿等で利用される時期には、抽選になることがあるようです。</p>
宮本委員	<p>夏休みの時期ですと、町外の合宿での利用だけでなく、スポーツ少年団の練習試合等でも利用が多く抽選になり、目的の施設が取れなかったのがキャンセルとなってしまう、くじ運に泣かされたこともあります。抽選システム自体も検討していただくとありがたいといった状況です。あとは、予約できるのが希望日の1ヶ月前にならないとできないというのも、町外利用者が利用する際には障害となっています。</p>
丸山委員	<p>町民と町外では、予約できる時期に差があったと思います。町民の方が町外より早い時期に予約を入れることができるようになっていて、町民の人が利用しやすい設定になっていたと思います。</p>
井上委員	<p>町民については、かなり早い時期に予約を入れることができ、体育協会などでは、12月頃に翌年の年間計画を提出して施設を押さえていますので、小鹿野町で観光客誘致に力を入れたいのであれば、予約の取り方や利用の仕方を考えて、町外の人でも利用しやすい環境づくりが必要だと思います。一例ですが、ある体育館では、一つの団体が毎週末予約して押さえているといった場合もある状態です。</p>
阪本会長	<p>需要の高い施設があり、抽選や予約が取れないといった状況になることもあるようですが、他の施設に例えば先ほど話のあった空調を入れて利用率を向上させるとかの方法もあるかとは思いますが。</p>
井上委員	<p>熱中症に関しては、小鹿野町でも35℃以上で防災無線での放送が行われたと思います。スポーツ少年団も放送が出ると活動を中止するようにしているので、空調設備の整備は施設運営といった点でも重要かと思います。</p>
阪本会長	<p>使用料等を審議する会ではありますが、熱中症などの社会現象も加味していく必要があるかと思います。それにより、使用料が高くなったとしても生命の維持が大事ですので、事務局には色々と検討いただきたいと思います。</p> <p>この資料を見ますと、町民の場合はほとんどの施設が無料となっております。この会で今後審議していくべきは、塩田委員からもお話がありましたが、受益者負担についてどう考えるかということで、町の施設の運営には我々町民の税金が使われています。実際に利用する受益者にどの程度負担してもらおうのか、また減免についてどう設定するか、これらについてご意見をいただけたらと思います。</p>

小鹿野町使用料等審議会 会議録

柴崎委員	文化センターの利用について、町民なら半額という設定になっています。上町若連などでは、春祭りに歌舞伎の公演を行うため、その練習に文化センターを利用することがあります。利用料について、町民半額となっているので通常よりは安い設定となっているのですが、それでも多少の負担となります。小鹿野町の行事である春祭りに向けての練習であり、文化財維持のためでもあるので、そういった場合には、町民半額より一段階上の割引を設定してもよいのではないかと思います。
阪本会長	それについては、今後検討し減免規定の中で、設定していくことも可能であると思います。他にも、このような要望が出てきていると思いますので、事務局には、今後取りまとめをしていただけたらと思います。
事務局	今後、この審議会で減免についても色々と検討していただき、内容をまとめていきたいと思います。
板倉委員	体育協会で利用している施設はほとんどが無料ということで利用していますが、体育協会の会議で無料については見直したほうが良いという意見が出ています。施設維持にも費用がかかるため、スポーツ少年団などについては減免規定で対応するとして、受益者負担の原則で利用者からはいくらかでも使用料を徴収するの方がよいと思います。先ほどの「町民等」という文言についても曖昧だと思います。体育協会で行う町民大会を行います。町民大会という名前ですが町民でない人が多く参加しています。利用するのが本当に町民だけかの判断も曖昧でありますので、町民だから無料というのは見直すべきだと思います。また、一つの団体でひと月の週末をすべて押さえてしまうという事例の話がありましたが、実際にその日にその場に行ってみると利用していないということもあります。それも無料であるがゆえに起こることだと思います。
阪本会長	板倉委員より、町民無料についての再検討のご意見がありました。無料だから先に押さえるだけ押さえておくということはあると思います。多少でも使用料を徴収すればそのようなこともなくなるかとは思いますが、今後の検討していく材料になると思います。
渡部委員	私も町民無料の見直しについては賛成です。無料というのは受益者負担が無いというだけで、実際には町民の税金から負担していることになりますので、無料ではなく使用料を受益者から徴収すべきであると思います。また今日の審議で色々な意見が出されたので、これらの意見を踏まえた上で、使用料についての案を出していただけたらと思います。
丸山委員	件数も多くありますので、この審議会の中で一つずつこれはいくらと設定していくのは難しいので、事務局案という形で資料提供をいただけたらありがたいです。それを元に委員会で精査して決めていく方向性が良いかなと思います。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

阪本会長	委員の皆様よりこのような意見が出ましたので、事務局には大変ですが、素案を出していただいて、それを参考にして今後審議していきたいと思いますので、よろしくお願いたします。
事務局	承知いたしました。事務局で素案を作成し、次回資料として提供できるようにいたします。また、皆さんもご存知のとおり、神怡館をボルダリング施設へと改修する予定ですが、それについての使用料についての説明をさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。
阪本会長	説明をお願いします。
事務局	「小鹿野町クライミングパーク神怡館利用料金算定の考え方」の説明
阪本会長	事務局より説明がありました。手元にある資料をご確認頂き、ご意見等あれば次回の会議の際にいただければと思います。 他に今までのことで何かご意見ありますか。
阪本会長	(4)その他 無いようですので、事務局よりその他について説明をお願いします。
事務局	次回審議会の開催日程ですが、この場にて決定したいと思います。候補日ですが、9月25日～27日で考えておりまして、皆様のご都合はいかがでしょうか。 (各委員で予定確認) それでは、9月27日(金)19時からでお願いいたします。
阪本会長	それではこれで、審議を終了いたします。
事務局	以上をもちまして、第二回使用料等審議会を閉会させていただきます。 長時間にわたり、ご審議頂きありがとうございました。